

「Safe Work TAKEO」ロゴマーク使用取扱規程

武雄労働基準監督署
令和 7 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「Safe Work TAKEO」ロゴマーク（以下「ロゴマークという。」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第 2 条 別に定める『「Safe Work Action」実施・運営要領』の別紙「Safe Work Action 取組宣言書」を武雄労働基準監督署に提出し、「Safe Work Action 取組宣言事業場」として登録された事業場（以下「宣言事業場」という。）及び次の各号に該当するものに限り、同署が提供したロゴマークを使用することができる。

- (1) 宣言事業場のホームページ又は公式 SNS
- (2) 宣言事業場が施工する建設工事現場
- (3) 宣言事業場が使用する車両、建設機械等の動産
- (4) その他前各号に準ずるもの

(使用の停止)

第 3 条 宣言事業場が、次の各号のいずれかに該当する場合は、武雄労働基準監督署長はロゴマークの使用の差止めを求めることができる。

- (1) 武雄労働基準監督署及び佐賀労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- (3) 武雄労働基準監督署及び佐賀労働局による各種調査に特段の理由なく応じないとき
- (4) 武雄労働基準監督署及び佐賀労働局から労働関係法令の違反について是正を求められたにもかかわらず、所定期日までに是正されないとき
- (5) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき
- (7) その他その使用が著しく不相当であるとき

2 前項の場合、宣言事業場の事業者はその求めに応じ、ロゴマークの消去等の措置を講じなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、
武雄労働基準監督署長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。